

研究種目：基盤研究（S）

研究期間：2006～2010

課題番号：18102003

研究課題名（和文） 東アジアにおける儀礼と刑罰

研究課題名（英文） Ceremony and Punishment in East Asia —Inter-disciplinary research of ritual order and legal order—

研究代表者

富谷 至（ TOMIYA ITARU ）

京都大学・人文科学研究所・教授

研究者番号：70127108

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：礼、礼的秩序、法、法的秩序、死刑、ナレッジベース

1. 研究計画の概要

本研究は、中国を中心とした東アジアの政治、制度、思想を形成した礼と法にかんして、その両者を有機的にとらえんとするものである。ここに、「儀礼」「刑罰」という語を使っているのは、単に「法」と「礼」といった抽象的概念でもっての表現を避け、より具体的に、様態がはっきりとし、そこに法、礼が具現化される「儀礼」「刑罰」を考察の対象とせんとしたからに他ならない。

東アジア世界においては、儀礼（礼的秩序）と刑罰（法的秩序）が密接不離の関係をもつ。関係は表と裏の関係といった一面的なものだけでなく、刑罰が儀礼ともなり、礼制度が明文化され強制的規範となり、法としての性格を有するのである。つまり、礼的秩序と法的秩序は、社会制度のあらゆる面で複雑に絡み合い、ある場合には補完的、ある場合には対峙して中国史の全時代、東アジアの諸国に及んでいった。そして何よりも指摘しておかねばならないのは、それが今日まで中国を始め、韓国、日本においても絶えることなく引き継がれており、東アジアの社会秩序、法環境を形成していることである。したがって、現代の東アジア世界も礼的秩序と法的秩序の二つの秩序から構成されていると

も過言ではなく、東アジアの政治、社会、制度・思想を研究するには、その根底にある礼的秩序と法的秩序を総合的に解明なくして十全な「歴史認識」は得られないと云ってよかろう。

2. 研究の進捗状況

(1) 儀礼と刑罰に関する考察

2008年2月に『東アジアの死刑』（富谷編、京都大学学術出版会 540p）を刊行した。これは、2002年～2005年の4カ年にわたって続いた国際共同研究「東アジアの法と社会」（基盤研究A）、それを発展継承して組織された本科研の2年目の成果である。執筆者はすべて本科研のメンバーによる。死刑という究極の刑罰を歴史学、法学、社会学、民族学の各方面から、また地域的には中国、韓国、インドにわたっての考察であり、今日の死刑存廃論議を視野に入れたものでもあり、儀礼と刑罰の研究と密接な関係をもつ。

(2) 礼制と法制の用語の英訳

漢代の官制、官職の英語表記を対象にした。『漢書』百官公卿表、『統漢書』百官志にのる官職をまず体系化して、官制の系統図をつくった。これまでの英語論文、歴代官職英訳表、『史記』、『漢書』の英訳、英米官署役職表記、日本官庁英語名表記、英米軍隊軍事職

表記を資料にして、漢代の官名英語表記の候補を複数挙げ、そこから最もふさわしい者を確定していく作業を続けている。

(3)儀礼と刑罰に関するナレッジベース構築
制度用語のナレッジベースは、前述の漢代官制の英訳をも包括して進めている。他に、『六典』、両『唐書』の文字データを作成し、それに基づき礼制、法制の用語につきマークアップする作業を行っている。

(4) 東洋学の国際化

2007 年は 9 月に韓国東国大学で「東アジアにおける儀礼と刑罰」とのテーマで、東国大学文化学院と京都大学人文科学研究所の共催で開催した。

翌 2008 年 9 月は、オランダ・ライデン大学漢学研究所との共催で「東アジアにおける儀礼・刑罰・芸術」とのテーマで 2 回目の国際シンポジウムを開催した。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

年次計画にあげた課題はすべて充足している。

4. 今後の研究の推進方策

(1) 2009 年度

「儀礼と刑罰」に関する研究分担者の個別研究を進めるとともに、当該年度中には、「東アジアの儀礼と刑罰」を集約する方向を打ち出す。英訳にかんしては、漢代官制・官職は
②赤松 明彦「インド的寛容は寛容か」(紀平英作 編『グローバル化時代の人文科学? 対話と寛容の知を求めて』下巻、京都大学学術出版会、2007 年)、pp. 149-171 査読有

③Christian Wittern, 漢讀: 新しいテキスト・モデルに基づいた東洋学文献研究支援ツール ウィッテルン・クリスティアン and 中楯はまな, in: 情報処理学会 研究報告 2007-CH-74, 2007, pp. 9-16 査読無

④矢木 毅「近世朝鮮時代の古朝鮮認識」査読有 (『東洋史研究』第 67 巻第 3 号, 東洋史研究会、2008 年)、pp. 40-71 査読有

[学会発表] (計 3 件)

①富谷至 矢木毅 国際シンポジウム「東アジアにおける儀礼・正義・芸術」〈於: ライ

デン大学、2008 年 9 月 1~3 日)
②富谷至 赤松明彦 日本・スウェーデン国際合同シンポジウム「東アジアの死刑」〈於: スウェーデン大使館、2008 年 3 月 28 日)
③富谷至 伊藤孝夫 国際シンポジウム「東アジアにおける儀礼と刑罰」〈於: 韓国東国大学、2007 年 9 月 28 日~29 日)

完成したので、それを六朝、唐に援用、拡大する。それに使用する資料は『六典』を考えている。すでに『六典』はナレッジベースの作業において文字データとして完成している。法制用語にかんしては、2008 年度末から取りかかった『唐律疏議』を基礎にして訳語集作成を進める。マークアップは 8 月中には完成し、その後、訳語の整理と検討をおこない、それを 2010 年 3 月末に終える。

(2) 2010 年度

『東アジアの死刑』の韓国語版、中国語版の完成は、2010 年内には確実といってよい。各論文執筆者は英訳にとりかかる。国際シンポジウムは 2009 年 11 月に厦門大学でおこなう。

最終年度である。個別研究を集約して成果報告論文集『東アジアの儀礼と刑罰』の出版をすすめる。官制、法制、令制関係の英語訳語の整理を完成し、それを発表する (Web、紙媒体そのどちらにするのかは、2010 年秋に決定する)。

最後の国際シンポジウムをスウェーデンで、スウェーデン王立科学アカデミーとの共催でおこなう。

5. 代表的な研究成果

[雑誌論文] (計 4 件)

①富谷 至「儀礼と刑罰のはざまー賄賂罪の変遷」(『東洋史研究』66-2、2007 年)、pp34-68 査読有

デン大学、2008 年 9 月 1~3 日)

②富谷至 赤松明彦 日本・スウェーデン国際合同シンポジウム「東アジアの死刑」〈於: スウェーデン大使館、2008 年 3 月 28 日)

③富谷至 伊藤孝夫 国際シンポジウム「東アジアにおける儀礼と刑罰」〈於: 韓国東国大学、2007 年 9 月 28 日~29 日)

[図書] (計 2 件)

① Ritual, Justice and Art in East Asia, Symposium organized by Leiden University and Kyoto University in Leiden, 1-3 September, 2008. pp.167

② 富谷至編『東アジアの死刑』(京都大学学術出版会、2008 年) 540 頁